様式第32号の3(第68条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 請求書(選挙運動用ポスターの作成)　彦根市議会議員および彦根市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。　　　　　　年　　月　　日　　彦根市長　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住所および氏名または名称ならびに法人にあってはその代表者の氏名 | 　 |
| 電話(　　　)　　　―　　　　　　　　　(発行責任者　　　　　　　　　　　　　) |

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1　請求金額 | 円 |
| 2　内訳 | 　　別紙請求内訳書のとおり |
| 3　選挙の種類 | 　　　　　　年　　月　　日執行　　　　　　　　　選挙 |
| 4　候補者の氏名 | 　 |
| 5　債権者コード | コードを登録している業者のみ記入 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 6　銀行名、口座名および口座番号＊債権者コードを記入された業者は、書き込む必要がありません。 | 銀行名 | 銀行　　　　　　　本店・支店 |
| 貯金種別 | 普通・当座 | 口座番号 | 　 |
| 口座名義 | フリガナ |

備考1　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書および選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。2　候補者が供託物を没収された場合は、彦根市に支払を請求することはできません。3　請求金額は、消費税込みの額です。4　契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでありません。 |

(別紙)

|  |
| --- |
| ポスター　　　請求内訳書候補者氏名　　　　　　　　　　 |
| 　 | ポスター掲示場数 | 箇所 | 　 |
| 区分 | 単価(Ａ) | 枚数(Ｂ) | 金額(Ａ)×(Ｂ) | 備考 |
| 印刷金額 | 円 | 枚 | 円 | 　 |
| 基準限度額 | 円 | 枚 | 円 | 　 |
| 請求金額 | 円 | 枚 | 円 | 　 |
| 備考 1　「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。　　 2　基準限度額の「単価」欄には、条例に基づき算出した額を記載してください。　　　単価＝＊1円未満の端数は、切上げ　　 3　基準限度額の「枚数」欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。　　 4　請求金額の「単価」欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。　　 5　請求金額の「枚数」欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。　　 6　「金額」および「限度額」は、消費税込みの額です。 |